

中国における最新知的財産動向

—中国本土の知財活用の取組みと香港・GBA での知財動向等—

Recent trend in intellectual property in China



独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）香港事務所 知的財産部長

島田 英昭

2003年特許庁入庁。審査官・審判官として物理・機械分析、半導体発光素子、アミューズメント分野の審査・審判業務に従事するほか、特許審査の品質管理や審判実務者研究会などに関する業務を担当。2022年8月より現職。

1 はじめに

中国は2021年に知的財産権に関する2つの重要な政策文書を公表した。「知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)」(以下「知財強国2035」という)と「第14次5カ年計画期間における国家知的財産権保護と運用計画」(以下「145計画」という)である。

2021年から2035年までの期間を5カ年計画の単位で分けした場合、現在は3つのうち最初の5カ年計画に位置することから、三段跳びでいえば「ホップ」の段階にあるといえる。そして、きたるべき「ステップ」と「ジャンプ」に向けて地盤を固めるべく、様々な壁にぶつかりながらも、知的財産の活動に多方面から果敢に取り組んでいる印象を受ける。

本稿では、中国本土、香港、GBA (Greater Bay Area)¹のそれぞれの知財の政策や動向等について、最近のトピックを中心に順に説明する。

なお、本稿は個人の見解を示したものであり、組織の見解を示すものではない。

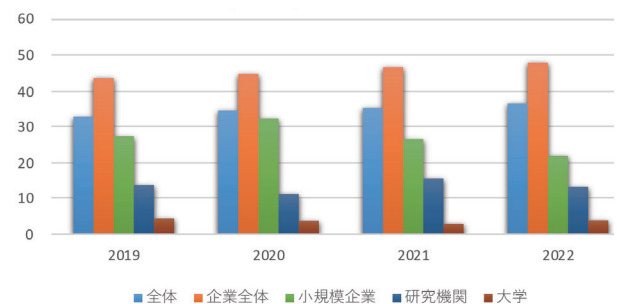
2 中国本土の知財政策等

まず、中国本土の知財動向については、主に知財活用面に焦点を当てて紹介したい。

1 広東省9都市と香港、マカオで構成される経済圏。粵港澳大湾区ともいう。

2.1 特許²の産業化率

特許の産業化率は、中国国内における特許の活用状況の把握を目的とした指標である。この指標は、中国知識産権局(以下「CNIPA」という)が毎年公表している「中国特許調査報告」³において、「製品の市場投入を通じて使用された特許数」を「所有の有効特許数」で割った値と定義されており、換言すれば特許の使用率といえる。



発明特許(特許)の産業化率の推移

特許のうち発明特許(特許)に着目して産業化率の推移を見てみると、2018年から2022年まで順に32.3%、32.9%、34.7%、35.4%、36.7%と微増傾向にあり、順調のように思える。しかしながら、2022年の特許権者別の産業化率では、大型・中型・小型の企業が、それぞれ55.4%、50.9%、45.3%

2 日本における特許、実用新案、意匠の総称。
 3 年末の時点で有効な特許を保有する企業、大学及び研究機関の特許権者を対象としたアンケート調査の結果をまとめた年次報告。JETROレポート、「『2022年中国特許調査報告』の概要紹介」(2023年1月)を参照。https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230106_3.pdf

と比較的高水準であるのに対して、小規模企業、研究機関、大学は、それぞれ22.0%、13.3%、3.9%と低水準である。知財強国に向けて、それら低水準にある産業化率を如何に向上させるかが課題だと認識されている。

2.2 専利開放許諾制度

専利の使用率の向上を目的として、2021年6月施行の改正専利法において新設された制度である。第50～52条の記載によれば、本制度は、専利権者が保有する専利権をライセンス許諾する意思の表明と共に、その許諾使用料の支払方式や基準を明確にした場合、国がそれを開放許諾として公表するものであって、その公表された支払方式や基準に従ってライセンス料を支払うのであれば、如何なる者であっても当該専利権のライセンス許諾を受けることができる制度である。そして、その見返りとして、専利権者は開放許諾の実施期間において専利維持費の減免を受けることができる。

そして、開放許諾に関するガイドラインによれば、本制度は、独占的ライセンスではなく通常ライセンスを前提としており、「一对多」、つまり、一つの専利権に対して多数のライセンシーを想定していることから、「一对多」を考慮した低廉なライセンス料が望ましい⁴とされている。

専利権者から公表される情報として、例えば、「华发七弦琴」国家知識産権運用公共サービスプラットフォーム⁵内に設けられた「専利開放許諾(試行)プラットフォーム」⁶では、各専利について、ライセンスの支払方法(分割払い、一括払い、免除等)、期間(1年、2年、5年等)および地域範囲(全国、広東省内等)等の情報がリスト化されて公開されており、誰でも閲覧可能な状況となっ

ている(ただし、ライセンス許諾の申入れには登録が必要である)。

先に紹介した「中国専利調査報告」の2022年版によれば、アンケートに回答した専利権者のうち半数近く、大学だけでみれば9割弱の専利権者が本制度の活用に向きであるとの報告もあり、本制度を産業化率の上昇に繋げることができるか否かが今後の課題となっている。

なお、本制度に関連して、CNIPAから以下の資料も公表されている。

- ・産業分野ごとの専利ライセンス契約関連実施料率データ(平均ライセンス期間、年平均のライセンス料、ライセンス料率など)⁷[2022年8月公表]
- ・専利の譲渡・ライセンスの契約書フォーマットと契約締結の手引き[今年1月に意見募集稿、6月に正式版を公表]⁸

2.3 専利製品届出認定制度

本制度は専利集約型産業⁹の発展促進を目的としたものである¹⁰。専利権者や実施権者は専利製品(=専利集約型産業の分野における専利権が使用されている製品)を「国家専利集約型製品届出認定パイロットプラットフォーム」¹¹に届出することで専利集約型製品として認定を受けることができる。

認定された製品にはQRコードや認定証が付与される。そのQRコードを商品に貼付すれば、消費者がスマー

4 JETROレポート、「CNIPA、「専利開放許諾の実施料の試算に関するガイドライン(試行)」を公表」(2022年10月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20221025.pdf

5 2014年12月に財政部とCNIPAによって認可された国家レベルの知識産権運用取引公共サービスプラットフォームの一つ。

6 「専利開放許可(試点)平台」
<https://ci.7ipr.com/pol>
※その他に、中国技術交易所や上海知識産権交易センター、海南国際知識産権交易所等も開放許諾専利のプラットフォームを提供している。

7 JETROレポート「中国、特許の産業分野別ライセンス実施料・実施料率データを発表」(2022年8月)
https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/world/asia/cn/ip/pdf/report_20220818.pdf

8 JETROレポート「CNIPA、専利譲渡・実施許諾の契約書サンプル等の正式版を公表」(2023年7月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230703.pdf

9 知識産権(専利)集約型統計分類(2019)において定義。中華人民共和国中央人民政府、「知識産権(専利)密集型産業統計分類(2019)」
https://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5419213.htm

10 JETROレポート「CNIPA、専利製品届出業務の強化に向けた通知を公表」(2022年11月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20221130.pdf

11 「国家専利密集型産品备案认定试点平台」
<https://www.zlcp.org.cn/>



トフォン等の手元端末で（専利情報を含む）製品の詳細な情報にアクセス可能となる。例えば、店頭で手にした製品が専利権に基づく製品であるか否かを簡単に確認することもでき、消費者にとっては、真贋判定を含む商品の目利きとして活用できるメリットがあるといえる。他方で、本制度は、企業などの届出者にとっては他者の製品との差別化において、行政側にとっては専利集約型産業の現況把握において、利点があると考えられる。

専利製品数は 1.5 万件、国家知識産権模範・優位企業¹²における専利製品販売額は 20 兆元に達しているとの報告もある。今後どのような拡がりを見せるのか、その動向が注目される。

2.4 知財金融

知財金融とは、知的財産権と金融を結び付け、知的財産権の経済的価値に基づいて事業や経営等の支援を行うものであり、中国が注力しているものとして、知財担保融資、知財保険、知財証券化の 3 つがある¹³。それぞれの最近の成果については以下のような報告がなされている。

- ・知財担保融資については、2022 年にその登記額が 4868.8 億元(前年比 57.1% 増)に達し、2.6 万社(前年比 65.5% 増)の企業が恩恵を受けている¹⁴。
- ・知財保険については、2022 年 9 月時点で、全国 22 以上の省、99 以上の地方自治体が知財保険事業を開始しており、累計で 2.7 万社以上の企業が保有する 4.4 万件以上の知的財産（専利、商標、地理的表示及び集積回路配置設計）を対象として、1100 億元以上のリスク補償が提供されている¹⁵。

12 JETRO レポート「CNIPA、知財権強国の建設に向けた国家知識産権模範・優位企業を発表」（2022 年 11 月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20221110.pdf

13 それぞれの概要については、JETRO、「中国における知財金融と知財価値評価の動向について」（2023 年 4 月）第一章を参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_202304_4.pdf

14 CNIPA、「国家知識産権局 2022 年度報告」
https://www.cnipa.gov.cn/module/download/download.jsp?i_ID=185538&collID=3249

15 JETRO レポート「専利譲渡・実施許諾の契約書サンプル及び契約締結ガイドラインの意見募集」（2023 年 1 月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230107.pdf

・知財証券化については、広東省の例ではあるものの、2022 年末までに合計 64 件の知財証券化商品が発行され、発行額は 148.66 億元であり、そのうち 2022 年に新たに発行された知財証券化商品は 20 件、発行額は 42 億元超であり、300 社以上の科学技術イノベーション企業が恩恵を受けている¹⁶。

そして、これらの活動を後押しするものとして、専利の価値評価に関する国家標準「専利評価手引」¹⁷がある。「全国標準情報公共サービスプラットフォーム」¹⁸によれば、今年 9 月 1 日から実施される見込みのようである。推奨性標準ではあるものの、専利の価値評価に一定の指針を与えるものとして今後の活用が見込まれる。

2.5 専利導航

専利導航とは、日本の IP ランドスケープに似た概念の取組みであり、2021 年 6 月に施行された国家標準「専利導航指南」（GB/T39551-2020）¹⁹では以下のように説明されている。

・「マクロな視点からの政策立案、産業計画、企業経営、イノベーション活動において、専利情報を核心として各種データ資源を深く統合し、地域発展の位置付け、産業競争のパターン、企業経営の意思決定、技術革新の方向性などを俯瞰的に分析し、イノベーション資源の効果的な配分を実現して、意思決定の正確性と科学性の向上を目的としたもの。」

2021 年 7 月に、CNIPA から専利導航業務強化の通知が出されたのを皮切りに、2022 年 9 月に 26 の「国家レベルの専利導航プロジェクト支援サービス機関」、今年 1 月に 104 の「国家レベルの専利導航サービス拠点」が決定され、さらに、今年 2 月に「国家専利導航

16 CNIPA、「拓寬融資渠道 賦能創新成果（知識產權報）」
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/5/19/art_55_185144.html

17 JETRO レポート、「中国、特許の価値評価を国家標準化」（2022 年 8 月）
https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/world/asia/cn/ip/pdf/report_20220816.pdf

18 「全国標準信息公共服務平台」
<https://std.samr.gov.cn/>
※「専利評估指引」の計画番号は「20212923-T-463」

19 CNIPA、「《専利導航指南》系列國家標準（GB/T39551-2020）解讀」
https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/24/art_66_155207.html

総合サービスプラットフォーム」のオンライン運用が開始される²⁰等、その活動を支援するための体制整備が進められている。

そして、地方知識産権局や知的財産権連盟等が主導して、それぞれの重点分野等を対象とした様々な報告書が作成されているようである。例えば、今年6月には、陝西省において「チタン及びチタン合金産業専利導航研究報告書」²¹が、今年4月には、広州市南沙区において「IC産業専利導航分析報告書」²²が発表されている。

2.6 知財マネジメント

中国は経営層の知財意識の向上も図っている。例えば、2013年に施行された国家標準「企業知財管理規範」の改定版として、コンプライアンス要件を強化した国家標準「企業知財コンプライアンス管理体系要件」が策定済みであり、2024年1月1日から実施予定である²³。

また、中国が提案・主導した知財マネジメントの国際標準であるISO56005²⁴を中国全土に拡げようとする動きもある²⁵。国家知識産権模範・優位企業や専精特新²⁶「小さな巨人」企業を試行対象として、2023年から2025年までの3年間でそれら企業の網羅を目指し

ているようである。

これらの標準の浸透が、中国企業の知財への振る舞いにもどのような影響を与え、どのような変化に繋がっていくのか、興味深いところである。

2.7 GX分類表

特許情報に関する最近の動きも一つ紹介したい。CNIPAが2022年12月に「グリーン低炭素技術専利分類体系」²⁷を公表した。これはグリーン低炭素技術を俯瞰するために作成された技術区分表であり、各技術区分に含まれる特許文献を検索するための検索式も併せて公開するものでもあることから、GXTI²⁸の中国版ともいえる。分類は階層構造となっており、①化石エネルギー炭素削減技術、②省エネルギーとエネルギー回収利用、③クリーンエネルギー、④エネルギー貯蔵技術、⑤温室効果ガスの回収・利用・貯蔵、の5つ²⁹を最上位の分類（一級技術分枝）として、19の二級技術分枝、56の三級技術分枝、62の四級技術分枝に下位展開されている。そして、各分枝の最下端に位置する分類には、当該分類に含まれる特許文献を抽出するための検索式（国際特許分類及び関連キーワードから構成されたもの）も示されている。

そして、今年5月末にCNIPAは、当該分類体系に基づいたグリーン低炭素技術専利統計データベースを用いて、2016年から2022年までの統計結果をまとめた「2023年グローバルグリーン低炭素技術専利統計分析報告」を公表している³⁰。

20 JETRO レポート、「国家専利導航総合サービスプラットフォームのオンライン運用が正式に開始」（2023年2月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230217.pdf

21 国家知識産権局、「陝西发布钛及钛合金产业专利导航研究报告」
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/12/art_57_185654.html

22 広州市南沙区人民政府、「关于发布《南沙区集成电路产业专利导航分析报告》的公告」
http://www.gzns.gov.cn/zwgk/tzgg/content/post_8953334.html

23 「全国標準信息公共服務平台」
<https://std.samr.gov.cn/>（再掲）
※「企業知識産権合规管理体系 要求」の計画番号は「20210641-T-463」

24 ISO、「ISO 56005:2020 Innovation management — Tools and methods for intellectual property management — Guidance」
<https://www.iso.org/standard/72761.html>

25 JETRO レポート「CNIPA と工業情報化部、中国提案の国際標準の全国展開に向けた試行を開始」（2023年5月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230524.pdf

26 専門性・精巧な技術力・特色化・新規性があること。

27 中華人民共和國人民政府、「国家知识产权局办公室关于印发《绿色低碳技术专利分类体系》的通知」
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-12/28/content_5733911.htm

28 JPO、「グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）」
<https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

29 中国語原文はそれぞれ①石能源降碳技术、②节能与能量回收利用、③清洁能源、④储能技术、⑤温室气体捕集利用封存。

30 JETRO レポート「CNIPA、グリーン炭素技術専利分類体系を用いた統計分析結果を公表」（2023年6月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230606.pdf



2.8 データ知的財産権の保護

最近の動きとしてデータ知的財産権も紹介する。本権利については、知財強国 2035 において「データに関する知的財産権保護規則の確立を検討する」と明記され、さらに、145 計画では「データの知的財産権保護プロジェクト」と題したコラムにおいて、法令整備の促進、業界規範の構築、国際ルール制定の検討等に取り組むことが記載されている。

データ知的財産権については、まず 2021 年に浙江省、上海市および深セン市で先行して試行プロジェクトが開始され、その後、2022 年 11 月に、北京市、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省および深セン市の 8 つの地域がデータ知的財産権の業務を行う試行地域として認定された³¹。これを受けて、各試行地域から登録管理に関する政策文書が公布されている。例えば、今年 5 月には「北京市データ知的財産権登録管理弁法（試行）」や「江蘇省データ知的財産権登録管理規則（試行）」が公表されている。

データ知的財産権の登録対象については、試行地域によって若干の表現の違いはあるものの、概ね、データの保有者や処理者が法令や契約に基づいて収集した商業的価値及び知的成果属性を有するデータセットとされているようである。その具体例については、深セン市標準技術研究院が運営管理している「データ知的財産権登録システム」³² や北京市知識産権保護センター及び北京国際ビッグデータ取引所が運営管理している「北京市データ知的財産権登記（試行版）」³³ 等、試行地域が提供している各プラットフォームで確認可能である。

現在は国内での登録制度を整備している段階であるところ、国際ルールメイキングにも乗り出すのかどうか、今後の動向が注目される。

31 CNIPA、「国家知识产权局办公室关于确定数据知识产权工作试点地方的通知」

<https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/30>

32 「数据知识产权登记系统」

<https://sjdj.sist.org.cn/#/home>

33 「北京市数据知识产权登记（试运行版）」

<http://webs.bjidex.com/sys-bsc-home/#/bscConsole/intellectualProperty>

3 香港の知財政策等

次に香港の知財政策等について最新のトピックを中心に紹介する。

3.1 三大重点項目

145 計画には、「香港における地域知的財産権の貿易センターの建設を支援する」ことが明記されている。それを受けて、香港行政長官は、昨年（2022 年）の施政報告において、知的財産権に関して、①知的財産権の保護の強化、②能力開発、③プロモーションの拡大、という 3 つの目標を掲げた。本稿ではこのうち①と③について紹介する。

3.1.1 知的財産権の保護の強化

まず、短期的な目標として以下の 3 点が掲げられている。

- ・香港の出願人が本土で優先審査を申請するための試行プロジェクトの開始（今年 1 月 1 日から開始済み³⁴）
- ・デジタル環境における著作権保護を強化するための著作権条例の改正法案の可決（2022 年 12 月に可決後、今年 5 月 1 日から施行済み³⁵）
- ・国際商標登録制度の実施に向けた準備作業の完成（今年 6 月末時点で完了）

次に、中期的な目標として、2024 年までに登録意匠制度の見直しを進めることが掲げられている。現時点で詳細は明らかにされていないものの、中国本土に引き続き、香港においても部分意匠制度やハーグ協定に基づく意匠国際登録制度等が導入される可能性がある。

最後に、長期的な目標としては、2030 年までに

34 JETRO ビジネス短信、「香港出願人が中国本土で特許の優先審査を申請するためのパイロットプロジェクト、2023 年から実施」（2023 年 1 月）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/01/e3f18314d9dda79b.html>

※なお、マカオにおいても 2023 年 7 月 1 日から同様のパイロットプロジェクトが開始されている。

35 JETRO ビジネス短信「デジタル環境における権利保護を強化する改正著作権（著作権）条例が 5 月 1 日から施行」（2023 年 5 月）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/05/b53a27d5e867d697.html>

(2019年末から開始した) 実体特許審査³⁶における制度的自律性を獲得することが挙げられている。具体的には、特許審査官100人程度の中規模サイズの知財庁を目指すものであり、審査官の採用活動とともに、CNIPAの協力を得ながら、人材育成や品質管理体制の構築に取り組んでいるようである。

3.1.2 プロモーションの拡大

施政報告では、Business of IP Asia Forum³⁷の開催を含む、様々な活動を通じて、香港における知財取引(IP trading)と専門サービスを広く宣伝することが掲げられている。そして、様々なセクターが知財取引の商機をさらに見出せるようにするため、知財取引用のプラットフォームである「Asia IP Exchange portal」³⁸を強化することも掲げられている。これは、香港内外の35を超えるパートナー³⁹と提携して、2万8千を超える取引可能な知的財産権を検索可能とした無料オンラインプラットフォームである。ユーザーは知的財産権の種類別(特許、著作権、商標、登録意匠の4つ)、産業別、国/地域別等の選択項目を活用して対象を絞り、譲渡やライセンスの候補となる知的財産権を探すことができる。



Asia IP Exchange portal

3.2 パテントボックス

香港では「パテントボックス」税制優遇措置の導入を

36 JETRO ビジネス短信、「新たな特許制度「原授標準専利制度」が開始、実体審査を初導入」(2019年12月)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/40e761685d5787ce.html>

37 香港の貿易促進を目的とした法定機関である香港貿易發展局(HKTDC: Hong Kong Trade Development Council)の主催により毎年開催されている知財イベント。
<https://bipasia.hktdc.com/conference/bip/en>

38 HKTDC、「Asia IP Exchange portal」
https://www.asiaipex.com/Home/Index_EN

39 R&Dセンターや大学等の香港内にある技術移転ユニットに加えて、中国技術交易所やWIPO GREEN等の香港外にあるプラットフォームも含む。

目指している。今年2月に香港政府により公表された2023~24年予算案によれば、R&D活動を通じて創出された適格性のある特許から発生した香港内での利益に対して税制優遇措置を提供する「パテントボックス」税制について、今年中に産業界と協議して競争力のある適用税率を策定し、来年(2024年)前半に立法委員会に法改正案を提出することを目標としているようである⁴⁰。

3.3 知財に関する各種サービス

最近の動向ではないものの、香港における知財関連サービスについても紹介したい。

まず、HKIPD(Hong Kong Intellectual Property Department、香港知識産権局)に出願された特許、商標、意匠の情報については、HKIPDが提供するオンライン検索システム⁴¹で検索可能である(英語、簡体字および繁体字の3言語を使用可)。

そして、香港では、無料の知財相談サービス⁴²にも力を入れている。例えば、HKIPDが提供する中小企業向けの45分の対面相談サービスでは、香港弁護士会の支援を得て、知的財産権の登録、管理、ライセンス、デューデリジェンスなど多岐にわたる内容の相談が可能である。

また、現地法人等が自らの発明を香港内外に特許出願する際の費用を支援する特許出願助成金制度⁴³もある。特許権保有および本制度利用のいずれの経験もないことが条件であるため対象者は限られるものの、25万香港ドルまたは特許出願に要した費用合計の90%のうち、いずれか低い方の資金援助を受けることが可能である。

3.4 香港税関

香港税関は香港における著作権及び商標権の侵害行為に対して刑事制裁(取締りや香港裁判所への起訴を含む)

40 香港特別行政区政府、「The 2023-24 Budget」
<https://www.budget.gov.hk/2023/eng/budget21.html>

41 HKIPD、「Online Search System」
<https://research.ipd.gov.hk/nis-pos-view/#/?lang=en>

42 Hong Kong Regional IP Trading Centre、「Free IP Consultation Service」
<https://www.ip.gov.hk/en/key-programmes/consultation-service/index.html>

43 香港創新科技署、「Patent Application Grant (PAG)」
<https://www.itf.gov.hk/en/funding-programmes/fostering-culture/pag/index.html>

の任務を負う唯一の政府機関である。香港では、中国本土での市場監督管理局による行政摘発のような制度はなく、税関が市中の模倣品の取締りも行っており、権利者・市民からの情報提供や情報分析の結果等に基づいて、工場や倉庫等への強制捜査を行うこともある。

なお、香港税関による取締りには、中国本土とは別に香港の税関への事前登録を要するので注意が必要である。そして、その際には、権利者による「有資格鑑定人」の任命が必須となる。税関からの求めに応じて、権利者は「有資格鑑定人」を真贋判定のために香港税関に出頭させなくてはならない⁴⁴。残念ながら、色合い等の正確性に欠けること等を理由として、オンラインによる鑑定は認められていない。

3.5 香港仲裁

香港では仲裁による紛争解決にも力を入れており、知的財産紛争（とりわけ中国本土の当事者が関与する紛争）の解決に向けた選択肢として有用である⁴⁵。

4 GBA における知財の取組み等

世界知的所有権機関（WIPO）公表のグローバル・イノベーション・インデックス（GII）の報告書において、GBA は 3 年連続（2020～2022 年）で「科学技術クラスター」の第 2 位にランクインしている⁴⁶。そのような GBA において、どのような知財の取組み等がなされているのか、その一部を紹介する。

・今年 5 月に、GBA におけるイノベーションの特徴や発展の傾向等の把握を目的とした「GBA イノベーション

ン発展専利指数報告書（2023 年）」⁴⁷ が公表。

- ・今年 4 月に、GBA において出願・登録された専利・商標や移転希望の専利等の検索が可能な「粵港澳イノベーション・起業の知的財産権総合サービスプラットフォーム」⁴⁸ が広州市南沙で正式に発足。
- ・今年 4 月に、知的財産権に関する人材の交流や流動を目的とした「第三回粵港澳知的財産権人材開発会議」が開催。
- ・今年 1 月上旬頃に、（知財取引を含む）ビジネスマッチングを目的とした「第 5 回 GBA 知的財産権交易博覧会」がオンライン／オフラインのハイブリッドで開催⁴⁹。
- ・2022 年 4～10 月に、GBA における高価値専利の育成を目的とした「2022 年粵港澳高価値専利イノベーション・レイアウトコンテスト」⁵⁰ が開催。
- ・GBA における知的財産権を担当する政府部門が共同で開発した、知的財産権に関する関連法規、登録制度、法執行業務などの最新情報を閲覧可能な「粵港澳知識財産権データベース」⁵¹ の提供
- ・GBA における専利、商標、地理的表示等の出願や登録の状況等を地図上に表示された数字と棒グラフによって視覚的に把握可能な「粵港澳知識財産権ビッグデータ総合サービスプラットフォーム」⁵² の提供

44 JETRO、「香港における税関登録関連調査報告書」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_201703_1.pdf
※特に「【調査項目 2】知財権の事前登録制度（権利侵害品の監視の目的）」を参照。

45 JETRO 分析レポート、「中国企業などが関与する知財紛争を ADR で解決」（2023 年 5 月）
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2023/9f5ca68566a87648.html>

46 JETRO ビジネス短信、「WIPO がグローバル・イノベーション・インデックス最新版発表、香港は 14 位を維持」（2022 年 10 月）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/868f964812126432.html>

47 中華人民共和国中央人民政府、「图表：《大湾区创新发展专利指数报告》发布」

https://www.gov.cn/govweb/zhengce/jiedu/tujie/202305/content_6875400.htm

48 広東省市場監督管理局（知識産権局）、”GBAIPR”
<http://www.gbaipr.cn/#/home>

49 広東省知識産権保護センター、”GBAIP”
<https://www.gdipexpo.com/>

50 広東省市場監督管理局（知識産権局）、「广东省知识产权局关于印发 2022 年粤港澳大湾区高价值专利培育布局大赛工作方案的通知」
http://amr.gd.gov.cn/zwgk/tzgg/content/post_3919198.html

51 広東省市場監督管理局（知識産権局）等、「粵港澳知识产权资料库」
<http://www.ip-prd.net/sc/patents/index.html>

52 広東省知識産権保護センター、「粵港澳知识产权大数据综合服务平台」
<https://gbaip.gpic.gd.cn/gdhkm/>

5 おわりに

以上、まとまりのない説明となったが、中国本土、香港、GBAのそれぞれに焦点を当てて、最近のトピックを中心に、知財に関する情報をお伝えした。本稿が中国での知財動向等を把握する上での一助となれば幸いである。